

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3月31日

火 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 訓 令

○富山県文書管理規程の一部を改正する訓令 1

### 議会訓令

○富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 3

### 公営企業管理規程

○富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程 5

○富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程

~~~~~

## 訓 令

~~~~~

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年 3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第 9 号

本 庁  
出先機関

#### 富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。  
第 6 条の見出しを「（文書総務課長の職務）」に改め、同条中「経営管理部文書  
学術課長（以下「文書学術課長」を「経営管理部文書総務課長（以下「文書総務課  
長」に改める。

第10条第 2 項の表中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

第11条第 1 項中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改め、同条第 3 項各号列  
記以外の部分中「文書学術課長及び」を「文書総務課長及び」に、「文書学術課長  
等」を「文書総務課長等」に改め、同条第 4 項中「文書学術課長」を「文書総務課

長」に改め、同条第5項中「文書学術課長等」を「文書総務課長等」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

第12条第1項及び第14条第1項中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

第16条第2項各号列記以外の部分中「文書学術課長等」を「文書総務課長等」に改め、同項第1号中「文書学術課長等」を「文書総務課長等」に、「文書学術課長に」を「文書総務課長に」に改め、同項第2号及び同条第3項中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

第17条ただし書、第20条第1項第3号並びに第23条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

第27条第1項中「文書学術課」を「文書総務課」に改め、同条第3項第1号ウ中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改め、同項第2号中「暦年」を「条例、規則、告示及び訓令にあつては暦年に、指令及び施行する一般文書にあつては会計年度」に改め、同項第3号中「前年」を「前年度」に、「暦年」を「会計年度」に改める。

第33条第1項中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

第34条から第36条までの規定中「文書学術課長等」を「文書総務課長等」に改める。

第38条を次のように改める。

(県報登載文書の送付)

**第38条** 県報に登載を要する文書は、登載を希望する日の5日前までに、その原稿を文書総務課長に送付しなければならない。この場合において、富山県の休日をも定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する休日は、日数に算入しない。

2 県報に登載を要する事項が著しく多数となることがあらかじめ予想される場合は、文書総務課長は、前項の規定にかかわらず、原稿の提出日を繰り上げることができる。

第41条第3項、第52条第1項、第53条、第55条、第56条第1項及び第68条第1項中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

別表第 2 中 

総合交通政策室	総交
広報課	広

 を

総合交通政策室	総交
---------	----

 に、

防災・危機管理課	防危
----------	----

 を

防災・危機管理課	防危
地方創生推進室	地創

 に、

国際・日本海政策課	国日
-----------	----

 を

国際課	国際
-----	----

 に、

文書学術課	文学
-------	----

 を

広報課	広
文書総務課	文総

 に、

公文書館	公文
県立大学	大

 を

公文書館	公文
------	----

 に改める。

様式第 5 号中「文書学術課長」を「文書総務課長」に改める。

様式第 12 号中 

文書学術課長
--------

 を 

文書総務課長
--------

 に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の富山県文書管理規程（次項において「新訓令」という。）

第27条第3項第2号及び第3号の規定の適用については、平成27年1月1日から平成28年3月31日までを一会計年度とみなす。

3 平成27年1月1日前の文書と同一の番号を用いる場合については、新訓令第27条第3項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(文書学術課)

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月31日

富山県議会議長 高 平 公 嗣

## 富山県議会訓令第1号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局文書管理規程（平成11年富山県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第2号中「暦年」を「規則、告示及び訓令にあつては暦年に、施行する一般文書にあつては年度」に改め、同項第3号中「前年」を「前年度」に、「暦年」を「年度」に改める。

第34条中「経営企画部文書学術課」を「経営管理部文書総務課」に改める。

第38条を次のように改める。

（県報登載文書の送付）

**第38条** 県報に登載を要する文書は、登載を希望する日の5日前までに、その原稿を富山県経営管理部文書総務課長に送付しなければならない。この場合において、富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日は、1日に算入しない。

### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の富山県議会事務局文書管理規程（次項において「新訓令」という。）第27条第2項第2号及び第3号の規定の適用については、平成27年1月1日から平成28年3月31日までを1年度とみなす。

3 平成27年1月1日前の文書と同一の番号を用いる場合については、新訓令第27条第2項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（議・総務課）

~~~~~  
**管 理 規 程**  
~~~~~

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成27年3月31日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

**富山県公営企業管理規程第2号**

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の表発電管理所の項を削る。

**附 則**

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。

（企・経営管理課）

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成27年3月31日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

**富山県公営企業管理規程第3号**

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局文書管理規程（昭和62年富山県公営企業管理規程訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項第2号中「暦年」を「条例、規則、告示及び訓令にあつては暦年に、指令及び施行する一般文書にあつては会計年度」に改め、同項第3号中「前年」を「前年度」に、「暦年」を「会計年度」に改める。

第35条を次のように改める。

（県報登載文書の送付）

- 第35条** 県報に登載を要する文書は、登載を希望する日の5日前までに、その原稿を知事部局経営管理部文書総務課長（以下「文書総務課長」という。）に送付しなければならない。この場合において、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日は、日数に算入しない。
- 2 県報に登載を要する事項が著しく多数となることがあらかじめ予想される場合は、文書総務課長は、前項の規定にかかわらず、原稿の提出日を繰り上げることができる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この管理規程による改正後の富山県企業局文書管理規程（次項において「新管理規程」という。）第25条第3項第2号及び第3号の規程の適用については、平成27年1月1日から平成28年3月31日までを一会計年度とみなす。
- 3 平成27年1月1日前の文書と同一の番号を用いる場合については、新管理規程第25条第3項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（企・経営管理課）